

以上より、紙製容器包装に該当する可能性があるものの国内出荷量は次表に示すとおりとなる。

表1-19 紙製容器包装の国内出荷量（日本製紙連合会、通関統計データ）
（単位：千t）

	平成11年	平成13年	平成15年
ア)国内生産された紙・板紙の出荷	2,924	2,819	2,808
イ)紙・板紙輸入	120	153	165
ウ)紙製容器包装輸入	24	35	46
合計	3,068	3,008	3,019

しかしながら、前述したように上記データには“容器包装”に合致しないものが含まれていることから、これらを控除する必要がある。経済産業省「容器包装利用・製造等実態調査の結果について」（産業構造審議会容器包装リサイクルWG資料）にて公表されている容器包装廃棄物の排出見込量は容器包装リサイクル法における“容器包装”のみを対象としていることから、ここでは、同量を用いて容器包装の出荷量を推計した。

平成16年度の排出見込量（包装についても計上する必要があることから、利用事業者の数値を採用）は次表に示すとおりである。排出見込量には小規模事業者分が含まれていないことから、経済産業省「再商品化義務量の算定に係る量、比率等（案）について」（産業構造審議会容器包装リサイクルWG資料）特定事業者責任比率で割り戻すことで小規模事業者分も含んだ量を推計した。さらに、業務用の出荷量等も含めた容器包装出荷量を推計するため、「容器包装利用・製造等実態調査の結果について」の容器包装廃棄物比率（利用事業者）で割り戻した。

表1-20 容器包装利用・製造等実態調査結果に基づく紙製容器包装の排出見込量、出荷量の推計
（単位：千t）

排出見込量(A)	1,060
容器	849
包装	211
特定事業者責任比率(B)	93%
小規模事業者分も含む排出見込量(C=A/B)	1,140
容器包装廃棄物比率(D)	64.8%
容器包装出荷量(C/D)	1,758

出所：経済産業省「容器包装利用・製造等実態調査の結果について」「再商品化義務量の算定に係る量、比率等（案）について」（産業構造審議会容器包装リサイクルWG資料）

したがって、ここでは上記日本製紙連合会並びに通関統計データに基づく紙製容器包装の平成15年度出荷量3,019千tのうち、容り法で定める容器包装の量が1,758千tであり、その比率（1,758千t/3,019千t＝58.2%）が毎年一定であると仮定して、紙製容器包装の出荷量を推計した。さらに、「容器包装利用・製造等実態調査の結果について」の業種別排出見込量を用いて業種別に按分した。

表1-21 紙製容器包装の国内出荷量（推計値）

(単位:千t)

	平成11年度	平成13年度	平成15年度
1. 食料品	582	622	490
2. 清涼飲料、茶・コーヒー	61	44	40
3. 酒類	109	124	110
4. 油脂加工	86	78	76
5. 医薬品	53	69	66
6. 化粧品	64	42	75
7. 小売業	331	228	317
8. その他	500	544	585
合計	1,787	1,752	1,758

出所：日本製紙連合会、通関統計データによる紙製容器包装の国内出荷量を、紙製容器包装の比率58.2%で割り戻し、経済産業省「容器包装利用・製造等実態調査の結果について」（産業構造審議会容器包装リサイクルWG資料）の排出見込量データを用いて業種別に按分。

②容器包装利用商品輸入量

商品輸入に伴う紙製容器包装の輸入量については、統計データがないことから、ここではフローに計上しないこととした。

③容器包装利用商品の国内出荷量

紙製容器包装利用商品の国内出荷量は、「①容器包装国内出荷量」と「②容器包装利用商品輸入量」の合計値であると考えられるが、②の量が不明であることから、ここでは①の量に等しいと仮定した。

④家庭系消費量

家庭系消費量については、③で推計した紙製容器包装利用商品の国内出荷量に、容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査結果に基づく容器包装廃棄物比率（容器利用事業者：下記参照）を乗じて算出した。

なお、容器包装廃棄物比率は、利用事業者と製造事業者で異なるが、より廃棄段階に近い利用事業者の比率を用いた。

表1-22 紙製容器包装の容器包装廃棄物比率（容器利用事業者）

	平成11年度	平成13年度	平成15年度
1. 食料品	82.20%	77.33%	79.17%
2. 清涼飲料、茶・コーヒー	68.60%	71.77%	66.48%
3. 酒類	73.39%	62.18%	67.32%
4. 油脂加工	93.78%	95.30%	93.09%
5. 医薬品	64.37%	65.85%	68.11%
6. 化粧品	92.33%	88.60%	89.70%
7. 小売業	71.92%	65.32%	67.51%
8. その他	66.56%	59.37%	51.39%

出所：経済産業省「容器包装利用・製造等実態調査の結果について」（産業構造審議会容器包装リサイクルWG資料）の容器・包装別データを排出見込量比で加重平均して推計。包装については業種別のデータがないため、各業種の比率は一定と仮定。

表1-23 紙製容器包装の家庭系消費量（推計値）

(単位:千t)

	平成11年度	平成13年度	平成15年度
1. 食料品	479	481	388
2. 清涼飲料、茶・コーヒー	42	32	26
3. 酒類	80	77	74
4. 油脂加工	81	75	70
5. 医薬品	34	45	45
6. 化粧品	59	37	67
7. 小売業	238	149	214
8. その他	333	323	301
合計	1,345	1,219	1,186

次に、上記推計値の妥当性について分析するという観点から、「a) 紙製容器包装リサイクル推進協議会による推計値」及び「b) ごみの組成データに基づく推計値」との比較を行った。

a) 紙製容器包装リサイクル推進協議会による推計値

紙製容器包装リサイクル推進協議会では、日本製紙連合会の国内出荷データ、通関統計による輸入データを基に、紙・板紙品種別に法対象の“容器包装”該当分に関する仮定を置いて、容器包装リサイクル法の対象となる紙製容器包装の量を推計している。これによれば、紙製容器包装の家庭系消費量は2,081~2,105千トンとなる。

表1-24 紙製容器包装リサイクル推進協議会による紙製容器包装量推計値

●包装用紙(単位:千トン)

	2000年	2004年
包装用紙国内出荷 (A)	1,030	951
重袋用<業務用と想定> (B)	377	351
粘着テープ原紙 (C)	37	34
D=A-(B+C)	615	565
包装用紙輸入 (E)	12	5
重袋用<業務用と想定> (F)	4	2
G=E-F	9	3
H=D+G	624	568
うち包装用途<7割と推定> I=H*0.7	437	398
うち包装そのものが商品であるもの<1割と推定> J=I*0.1	44	40
容り法対象「包装」(原紙ベース) K=I-J	393	358
紙袋輸入 (L)	21	37
大型袋<底の幅40cm超、業務用と想定> (M)	6	8
N=(L-M)*0.9 <1割は包装そのものが商品と推定>	14	26
容り法対象「包装」計 O=K+N	407	384

※粘着テープ原紙は日本粘着テープ工業会の統計より推計

●紙器用板紙・紙管原紙(単位:千トン)

	2000年	2004年
紙器用板紙国内出荷 (ア)	1,932	1,827
商業印刷、出版・書籍用等容器以外<15%と推定> $イ=ア*0.15$	290	274
国産飲料容器原紙推計 (ウ)	25	20
マイクロフルート向け (エ)	0	25
オ=ア-(イ+ウ+エ)	1,617	1,508
紙器用板紙輸入 (カ)	125	204
うち非塗工のもの<・飲料容器原紙とみなす> (キ)	38	30
ク=カ-キ	87	174
ポリエチレンコート紙輸入 (ケ)	386	218
飲料容器原紙供給<原紙+PEコート紙> $コ=ウ+キ+ケ$	449	268
うちアルミ箔使用のもの<8%と推定> (サ)	45	21
紙製容器(段ボール箱除く)輸入 (シ)	9	8
うちほぼ業務用と特定できるもの (ス)	1	0
セ=シ-ス	8	8
紙管原紙国内出荷 (ソ)	279	315
うち容器向け推計 (タ)	10	10
容リ法対象「容器」計 $チ=オ+ク+サ+セ+タ$	1,767	1,721
容リ法対象「容器」+「包装」合計 $〇+チ$	2,174	2,105

※商業印刷等のウェートは日本製紙連合会調査により推計

b) ごみの組成データに基づく推計値

環境省では「容器包装廃棄物排出実態調査」において、6都市を対象に家庭ごみ(可燃・不燃ごみ、資源ごみ等)中の組成について調査している(下記参照)。

表1-25 一般ごみ組成データ

	湿重量比率 (%)		
	平成 11 年度	平成 13 年度	平成 15 年度
その他の紙製容器包装	4.17	4.15	4.28
食料品用パック(アルミ無し)	0.00	0.01	0.03
複合アルミ箔	0.22	0.23	0.26
紙コップ・カップ	0.2	0.19	0.21
コンポジット缶	0.02	0.01	0.01
紙製トレイ	0.19	0.23	0.26
紙箱	2.6	2.45	2.5
商品の紙袋	0.31	0.36	0.5
販売店の紙袋・包装紙	0.44	0.54	0.47
その他の容器包装	0.19	0.13	0.04

出所：平成11年度：(財)日本環境衛生センター、平成13～15年度：環境省容器包装廃棄物排出実態調査

一方、環境省「日本の廃棄物処理」によれば、平成11年度の一般ごみ（混合ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他の合計から許可業者搬入分を控除）量は33,227千tであることから、上記一般ごみ組成データより推計した紙製容器包装の量は $33,227 \text{千t} \times 4.17\% = 1,386 \text{千t}$ となる。

また、平成13年度については $33,495 \text{千t} \times 4.15\% = 1,390 \text{千t}$ となる（平成15年度についてはごみ収集量の実績が公表されていないため推計せず）。

本マテリアルフローに用いた推計値と上記の各種推計値を比較した結果は以下のとおりである。マテリアルフローに用いた推計値は、a) 紙製容器包装リサイクル推進協議会の推計値よりは小さい値となり、b) ごみの組成データに基づく推計値とはほぼ同水準となっていた。

表1-26 家庭系消費量の推計値の比較

推計方法	推計結果（千t）	留意点等
国内出荷量×容器包装廃棄物比率（マテリアルフロー採用値）	1,186～1,345	
a) 紙製容器包装リサイクル推進協議会による推計値	2,081～2,105	紙の出荷段階、紙製容器包装の製造段階における推計であり、製造時点では最終的な容器包装の利用実態が見えにくいことから、やや大きめの値になる可能性がある。
b) ごみの組成データに基づく推計値	1,386～1,390	6都市の平均値でありデータの代表性等に課題。水分が含まれているなど大きめの値となる可能性がある。

⑤自治体処理量

自治体処理量は、「④家庭系消費量」から、後述する「⑥分別収集量」、「⑦民間回収量」を差し引いた値とした。

⑥分別収集量

分別収集量は、環境省の公表する「容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」の再商品化量（分別収集量から異物等を取り除いた量）を採用した。ただし、平成11年度については分別収集の実績データがないことから、平成12年に（財）日本容器包装リサイクル協会の実施した「市町村における紙製容器包装の分別収集に関する実態調査」において、平成11年以前から分別収集を開始していると回答した自治体数（18自治体）に、平成12年度の分別収集実績に基づく1自治体あたりの収集量（101t）を乗じた値（1,818t）とした。

表1-27 紙製容器包装の分別収集量

（単位：千t）

	H11年度	H13年度	H15年度
分別収集量	1.8	45	70

出所：（財）日本容器包装リサイクル協会の実施した「市町村における紙製容器包装の分別収集に関する実態調査」より推計（H11年度）、環境省「容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」の再商品化量（平成13年度、平成15年度）

⑦民間回収量

民間ルート of 家庭系回収分については、新聞・段ボール・雑誌類が中心であることから、紙製容器包装の収集はないものと仮定した。

⑧自治体最終処分量

自治体最終処分量は、都市ごみの組成別灰分データ（下記、東京都データと大阪市データの紙類の平均値）を基に自治体処理量の8.5%*が焼却残渣として埋立処分されるとして推計した。

※焼却残渣率は、 $(1 - \text{水分}\%) \times \text{灰分}\% \div (1 - \text{強熱減量})$ に基づき算定

水分% = 15.69% (東京都清掃研究所「家庭ごみ調査(1985年～1997年:65検体)」の紙類湿ベース値)

灰分% = 9.7% (東京都清掃研究所「家庭ごみ調査(1985年～1997年:65検体)」の紙類風乾ベース値)

強熱減量 = 4% (北海道大学工学研究科廃棄物処分工学分野『都市ごみの総合管理を支援する評価計算システムの開発に関する研究』1998年5月における設定値の平均値)

(4) プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法施行の前年（平成11年度）、施行後2年目（平成13年度）、施行後4年目（平成15年度）の3時点におけるマテリアルフローを推計した。推計したマテリアルフロー並びに推計の考え方を以下に示す。

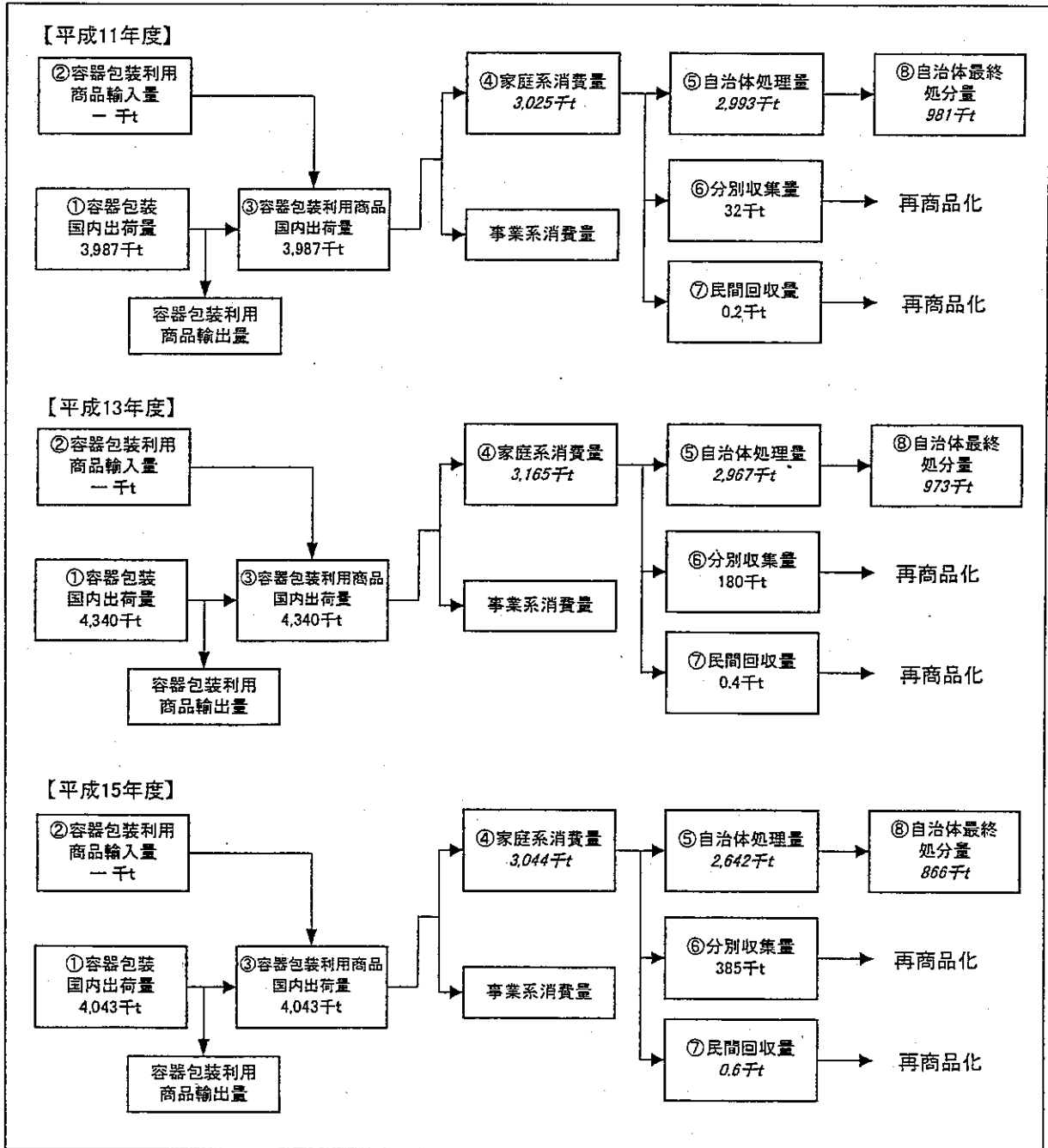


図1-5 プラスチック製容器包装のマテリアルフロー（H11、13、15年度）

①容器包装国内出荷量

プラスチック製容器包装の国内出荷量については、(社)プラスチック処理促進協会の推計によるプラスチックフロー（以下、「プラ処理協フロー」という）の国内樹脂製品消費量の用途別データがある（PETボトル（飲料用、酒類用、しょうゆ用）を含む）。

表1-28 国内樹脂製品消費量

(単位:千t)

	平成11年	平成13年	平成15年
容器包装	4,551	4,998	4,720
建材	1,643	1,534	1,540
電気・機械	1,524	1,469	1,640
家庭用品他	1,416	1,337	1,310
輸送	1,005	1,074	1,210
農林水産	216	252	190
その他	422	307	400
合計	10,778	10,971	11,010

出所：(社)プラスチック処理促進協会

ただし、上記容器包装消費量データにはプラスチック製容器包装に該当しないもの（飲料・しょう油用PETボトル、ビールケースなどのコンテナ等）が含まれていることからこれらの出荷量を控除した量をプラスチック製容器包装の出荷量とした。なお、PETボトル出荷量についてはPETボトル協議会調べの樹脂需要量データを用いた。また、コンテナの量については、通商産業省「化学産業としての循環型経済社会構築のための研究会」における容器包装用の樹脂消費量に占めるコンテナ等用の樹脂消費量の比率5.1%（1996年値）が毎年一定であるとして推計した。さらに、経済産業省「容器包装利用・製造等実態調査の結果について」（産業構造審議会容器包装リサイクルWG資料）の業種別排出見込量を用いて業種別に按分した。

表1-29 プラスチック製容器包装出荷量（推計値）

(単位:千t)

	平成11年度	平成13年度	平成15年度
容器包装	4,551	4,998	4,720
PETボトル	332	403	437
コンテナ等(容器包装の5.1%)	232	255	241
容器包装(PETボトル、コンテナ等除く)	3,987	4,340	4,043
1. 食料品	1,879	2,047	1,753
2. 清涼飲料、茶・コーヒー	109	97	136
3. 酒類	28	21	17
4. 油脂加工	214	173	134
5. 医薬品	80	107	95
6. 化粧品	259	188	213
7. 小売業	956	1,214	1,171
8. その他	462	493	523

出所：容器包装の出荷量については(社)プラスチック処理促進協会の容器包装用国内樹脂製品消費量データ。PETボトル出荷量についてはPETボトル協議会のPETボトル用樹脂需要量データ（飲料、しょうゆ、酒類用）。コンテナ等の量については、通商産業省「化学産業としての循環型経済社会構築のための研究会」における容器包装用の樹脂消費量に占めるコンテナ等用の樹脂消費量の比率5.1%（1996年値）が毎年一定であるとして推計。業種別の按分は経済産業省「容器包装利用・製造等実態調査の結果について」（産業構造審議会容器包装リサイクルWG資料）の排出見込量の比を用いた。

②容器包装利用商品輸入量

商品輸入に伴うプラスチック製容器包装の輸入量については、統計データが整備されていないため、ここでは計上しないこととした（なお、先述したプラ処理協フローでは自動車として輸入されるプラスチックのみを計上している）。

③容器包装利用商品の国内出荷量

プラスチック製容器包装利用商品の国内出荷量は、「①容器包装国内出荷量」と「②容器包装利用商品輸入量」の合計値であると考えられるが、②の量が不明であることから、ここでは①の量に等しいと仮定した。

④家庭系消費量

家庭系消費量については、③で推計したプラスチック製容器包装利用商品の国内出荷量に、容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査結果に基づく容器包装廃棄物比率（容器利用事業者：下記参照）を乗じて算出した。

なお、容器包装廃棄物比率は、利用事業者と製造事業者で異なるが、より廃棄段階に近い利用事業者の比率を用いた。

表1-30 プラスチック製容器包装の容器包装廃棄物比率（容器利用事業者）

	平成11年度	平成13年度	平成15年度
1. 食料品	76.21%	75.27%	75.19%
2. 清涼飲料、茶・コーヒー	80.82%	68.76%	71.10%
3. 酒類	69.76%	67.79%	75.82%
4. 油脂加工	86.24%	84.07%	82.11%
5. 医薬品	18.46%	38.33%	36.97%
6. 化粧品	94.89%	87.05%	92.72%
7. 小売業	86.89%	82.35%	88.91%
8. その他	45.47%	39.18%	44.43%

出所：経済産業省「容器包装利用・製造等実態調査の結果について」の容器・包装別データを排出見込量比で重み付けして推計。包装については業種別のデータがないため、各業種の比率は一定と仮定。

表1-31 プラスチック製容器包装の家庭系消費量（推計値）

（単位：千t）

	平成11年度	平成13年度	平成15年度
1. 食料品	1,432	1,541	1,318
2. 清涼飲料、茶・コーヒー	88	67	97
3. 酒類	20	14	13
4. 油脂加工	185	146	110
5. 医薬品	15	41	35
6. 化粧品	245	164	198
7. 小売業	831	1,000	1,041
8. その他	210	193	232
合計	3,025	3,165	3,044

次に、上記推計値の妥当性について分析する観点から、「a) プラ処理協フローに基づく一般廃棄物プラスチック排出量データ」及び「b) ごみの組成データに基づく推計値」との比較を行った。

a) プラ処理協フローに基づく一般廃棄物プラスチックの排出量データ

プラ処理協フローの推計では、過去15年分の国内消費投入データと用途別の寿命予想に基づくシミュレーションによって推計した排出量について、プラスチック用途別に一般、産業別排出比率を設定し、一般廃棄物、産業廃棄物の排出量を推計している。

上記方法に基づくプラスチック（一般廃棄物）の排出量の推計データは次表のとおりとなる。

表1-32 プラ処理協フローに基づくプラスチック（一般廃棄物）の排出量データ

	(単位:千t)		
	平成11年	平成13年	平成14年
容器包装	3,553	3,383	3,536
建材	0	0	0
電気・機械	206	175	183
家庭用品他	1,177	1,040	1,087
輸送	0	0	0
農林水産	0	0	0
その他	343	262	274
合計	5,280	4,860	5,080

出所：(社) プラスチック処理促進協会

上記容器包装の排出量にはPETボトル（飲料、しょうゆ、酒類用）が含まれるので、PETボトル協議会のPETボトル出荷量分を控除した値は2,980~3,221千tとなる。なお、本データには結束バンド、コンテナ、パレットなど容り法上で定められた「容器包装」に該当しないものも含まれているため、実際の値よりも若干大きな数値となっていると考えられる。

表1-33 プラ処理協フローに基づくプラスチック製容器包装の排出量

	(単位:千t)		
	平成11年度	平成13年度	平成15年度
容器包装	3,553	3,383	3,536
PETボトル	332	403	437
PETボトルを除く容器包装	3,221	2,980	3,099

※PETボトルについてはPETボトル協議会のPETボトル用樹脂需要量データ（飲料、しょうゆ、酒類用）。

b) ごみの組成データに基づく推計値

環境省「日本の廃棄物処理」によれば、平成11年度の一般ごみ（混合ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他の合計から許可業者搬入分を控除）量は33,227千tであることから、下記一般ごみ組成データより推計したプラスチック製容器包装の量は $33,227千t \times 9.22\% = 3,064千t$ となる。

また、平成13年度については $33,495千t \times 8.95\% = 2,998千t$ となる（平成15年度についてはごみ収集量の実績が公表されていないため推計せず）。

表1-34. 一般ごみ組成データ

	湿重量比率 (%)		
	平成 11 年度	平成 13 年度	平成 15 年度
その他のプラスチック製容器包装	9.22	8.95	8.55
発泡スチロールトレイ	0.33	0.28	0.27
その他のトレイ	0.35	0.34	0.27
PET 以外のプラスチックボトル	0.77	0.73	0.59
食品品のパック・カップ	1.41	1.57	1.78
複合アルミ箔	0.51	0.52	0.50
商品の袋 (アルミ無し)	2.45	2.52	2.29
販売店の袋	2.12	2.05	1.99
ラップ・ネット	0.72	0.41	0.39
緩衝材・詰め物	0.12	0.13	0.15
その他の容器包装・梱包材	0.39	0.40	0.32
飲料・しょう油以外の PET ボトル	0.05	0.12	0.11

(出所) 平成11年度：(財)日本環境衛生センター、平成13～15年度：環境省容器包装廃棄物排出実態調査

本マテリアルフローに用いた推計値と上記の各種推計値を比較した結果は以下のとおりである。マテリアルフローに用いた推計値は、a) プラ処理協フローに基づく一般廃棄物プラスチックの排出量データ、b) ごみの組成データに基づく推計値とほぼ同水準となっている。

表1-35 家庭系消費量の推計値の比較

推計方法	推計結果 (千 t)	留意点等
国内出荷量×容器包装廃棄物比率 (フロー採用値)	3,025～3,165	
a) プラ処理協フローに基づく一般廃棄物プラスチックの排出量データ	2,980～3,221	パレット、フレキシブルコンテナ等容リ法上の容器包装以外のものも含まれる。
b) ごみの組成データに基づく推計値	2,998～3,064	6都市の平均値でありデータの代表性等に課題。水分が含まれているなど大きめの値となる可能性がある。

⑤自治体処理量

自治体処理量は、「④家庭系消費量」から、後述する「⑥分別収集量」、「⑦民間回収量」を差し引いた値とした。

⑥分別収集量

分別収集量は、環境省の公表する「容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」の再商品化量 (分別収集量から異物等を取り除いた量) を採用した。平成11年度についてはプラスチック製容器包装としての実績データがないことから、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」に基づくプラスチック類の収集ごみ資源化量46,038 t を、一般ごみの組成調査 ((財)日本環境衛生センター) に基づく容器包装プラと非容器包装プラの比率 (9.3 : 3.9) で按分した値32,461 t を採用した。

表1-36 プラスチック製容器包装の分別収集量

(単位：千t)

	H11年度	H13年度	H15年度
分別収集量	32	180	385

出所：平成11年度については、環境省「一般廃棄物処理実態調査」に（財）日本環境衛生センター調べによるごみ組成データを乗じて推計。平成13年度、平成15年度については、環境省「容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」の再商品化量

⑦民間回収量

民間ルートの家系回収分については、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」の集団回収量（プラスチック類）を採用した（大部分が白色トレイであると考えられるためプラスチック類の全量を計上）。平成15年度についてはデータがまだ公表されていないため平成12～13年度のトレンドより推計した。

表1-37 集団回収量（プラスチック類）データ

(単位：千t)

	平成11年度	平成13年度	平成15年度
集団回収量	0.16	0.36	0.58

出所：環境省「一般廃棄物処理実態調査」（平成15年度については平成12～13年度のトレンドより推計）

⑧自治体最終処分量

自治体最終処分量は、分別収集以外の収集区分の内訳が不明であることから、厚生省（現環境省）の生活環境審議会廃棄物処理部会「容器包装リサイクルの実施による市町村の費用負担に関する試算について」（平成12年6月19日）における設定値を参考に、自治体処理量のうち70%が可燃ごみ、30%が不燃ごみとして収集されていると仮定した。可燃ごみについては自治体処理量の4.0%（焼却残渣として）*が、不燃ごみについては全量が埋立処分されるとして推計した。

*可燃ごみの焼却残渣率は、 $(1 - \text{水分}\%) \times \text{灰分}\% \div (1 - \text{強熱減量})$ に基づき算定

水分% = 16.25%（東京都清掃研究所「家庭ごみ調査（1985年～1997年：65検体）」のプラスチック類湿ベース値）

灰分% = 4.55%（東京都清掃研究所「家庭ごみ調査（1985年～1997年：65検体）」のプラスチック類乾ベース値）

強熱減量 = 4%（北海道大学工学研究科廃棄物処分工学分野『都市ごみの総合管理を支援する評価計算システムの開発に関する研究』1998年5月における設定値の平均値）